

10月13日開催の日印産連グリーン購入検討会で下記の検討を行いました。

1. 環境省・特定調達品目検討会「紙類・印刷分科会」の検討状況について

国や地方自治体、国の機関等が積極的に環境配慮物品を調達するグリーン購入法では、毎年、環境配慮物品の調達判断基準及び配慮事項を見直している。環境省では、平成23年度の印刷関連の判断基準等について本年度の調達判断基準・配慮事項（総合評価値80以上の印刷用紙や資材確認票の採用等）を踏襲すると同時に下記の項目・基準の追加を検討している。

- ① オフセット印刷に関連する各工程における環境配慮（下記オフセット印刷環境配慮基準の新設）
- ② 湿し水からの揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に努める配慮等

■平成23年グリーン購入法「オフセット印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」

工程	項目	基準
製版	デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収等を行なっていること。
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	VOCの発生抑制	廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。 輸転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
	古紙へのリサイクル	損紙（印刷工程から発生する損紙、残紙）の古紙へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工	VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。
	古紙等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の古紙等へのリサイクル率が80%以上であること。
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
	古紙へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の古紙へのリサイクル率が70%以上であること。

詳しくは以下のホームページをご覧ください。

◆環境省・平成22年度特定調達品目検討会資料

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/22kentoukaikaisai.html>

2. 日印産連「オフセット印刷サービス」VOC発生抑制に関するグリーン基準の一部改定について

本年10月のGP資機材認定制度開始に伴い、GP資機材認定とグリーン基準の整合性を図り、VOC発生抑制に関するグリーン基準の一部を下記のとおり本年10月20日に改定する。

工程	グリーン原則	グリーン基準	
		旧	新（平成22年10月20日改定）
枚葉印刷	①VOC発生を抑制している	「湿し水からのVOC発生を抑制していること」のうち ・VOC配慮型湿し水を50%以上使用していること	「湿し水からのVOC発生を抑制していること」のうち ・VOC配慮型湿し水を使用していること ＜水準-1＞スリースター認定のエッチ液を使用（購入）していること ＜水準-2＞ワンスター認定以上のエッチ液を使用（購入）していること
		「洗浄剤からのVOC発生を抑制していること」のうち ・VOC配慮型洗浄剤を50%以上使用していること	「洗浄剤からのVOC発生を抑制していること」のうち ・VOC配慮型洗浄剤を使用していること ＜水準-1＞スリースター認定の洗浄剤を使用（購入）していること ＜水準-2＞ワンスター認定以上の洗浄剤を使用（購入）していること
輸転印刷	同上	同上	同上

※「VOC配慮型湿し水」にはエッチ液等添加剤を使用しない湿し水を含む。この場合、水準-1として取り扱う。

＜参考＞GP資機材認定制度 <http://www.jfpi.or.jp/greenprinting/system/index.html>

以上